

平成 28 年度春季展

近世の放生津町

— 放生津町年寄柴屋文庫より —



射水郡分間絵図 (16.60-143)

平成 28 年 4 月 26 日 (火) ~ 6 月 26 日 (日)

金沢市立玉川図書館近世史料館

はじめに

近世の放生津町(現富山県射水市)は、加賀藩領の湊町でした。富山湾の懐に位置する放生津町は、漁業と海運業で栄えました。その一方富山湾の寄りまわり波による海岸の浸食や、フェーン現象による大火がしばしば発生した町でもあります。その放生津町で、近世後期に町役人を勤めたのが柴屋でした。

今回当館の42番目の文庫に「柴屋文庫」が加わりましたので、その文庫の紹介を兼ねて、近世の放生津町の様子を展示します。

柴屋文書目録

分類	細目	件数	点数
支配	儀礼	21	25
	巡見	143	171
町役人	就任	42	54
	勤方	171	187
	米仲人	96	111
	町政	65	71
救恤	火災	20	23
	飢饉	59	69
普請	寺社造営	12	13
	作事方普請	87	106
	放生津波除普請	97	135
水産業	網場	16	19
	口銭	17	20
	経営(魚場繰銭)	36	41
	その他	27	30
商売		101	128
家		38	51
合計		1048	1254

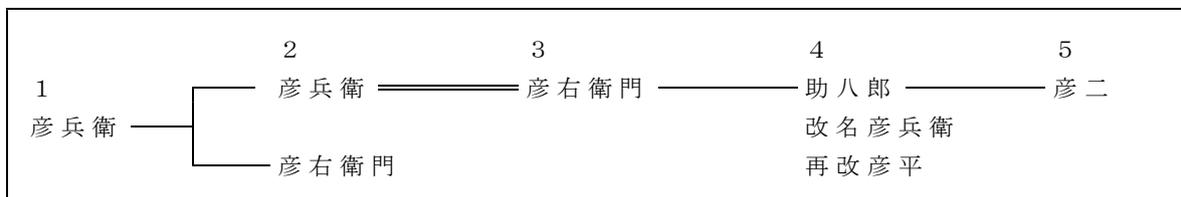
【柴屋文庫の概要】

柴屋文庫の文書数は左の表の通りである。一番古い文書は正保3年(1646)であり、柴屋の名前の初見は延享3年(1746)である。しかし文書のほとんどは19世紀のものであり、その中でも特に文化・文政・天保期の文書が半数を占めている。

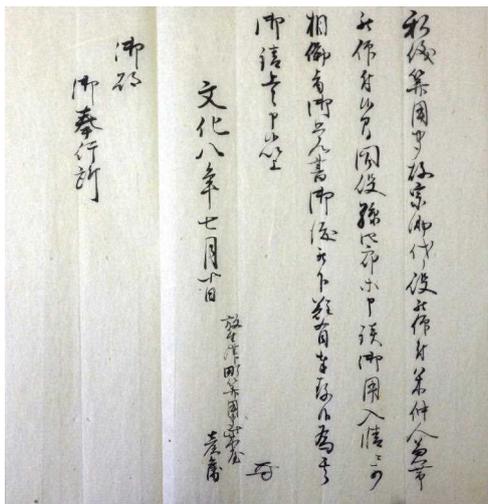
また柴屋の家職は材木商であるが、商売関係や家の文書は少なく、ほとんどは町役人として関わった事案である。

【柴屋】

柴屋の系図を簡単に示すと下記のようなになる。



柴屋の当主は二代彦兵衛の弟で養子になった彦右衛門以外は代々彦兵衛を名乗った。柴屋の屋号の初見は、延享3年(1746)であり、町役人としての初見は寛政8年(1796)の算用聞である。町年寄の初見はこの系図の二代目彦兵衛の文化14年(1817)であり、



その後幕末の助八郎（改名彦兵衛）まで町年寄を勤めた。

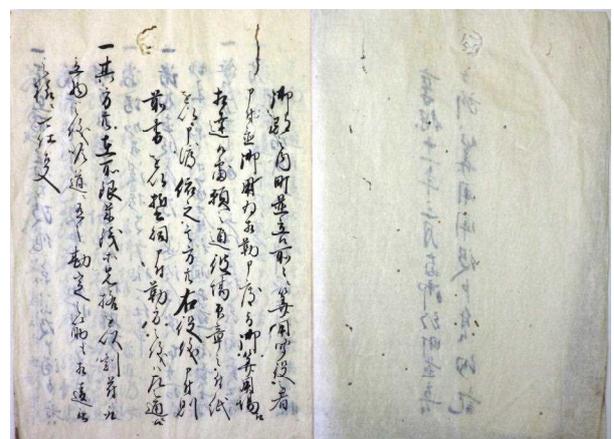
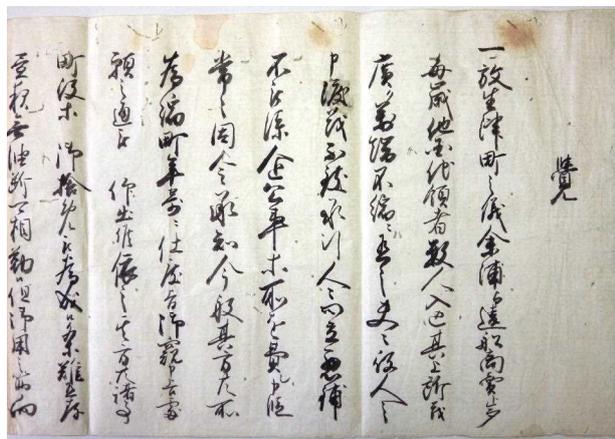
柴屋は町役人であったため、米仲人・波除貯用銀才許・魚場主附などの役職を兼務した。

算用聞仰付に付請書(42.21-3)

系図の二代目彦兵衛は、文化 8 年(1811)算用聞と米仲人兼帯に仰せ付られた。この文書はその時郡奉行所に提出した請書である。

【放生津町の成立】

近世の放生津は、郡奉行支配の村として成立した。『正保郷帳』では「放生津村」、寛文 10 年(1670)の村御印では「放生津町」と記載されている。その放生津に元禄 10 年(1697)閏 2 月 19 日に町年寄が置かれ、享保 11 年(1726)3 月 15 日には算用聞が置かれた。ここにおいて放生津は郡奉行支配の在郷町となったのである。



町年寄勤方達(42.21-8)

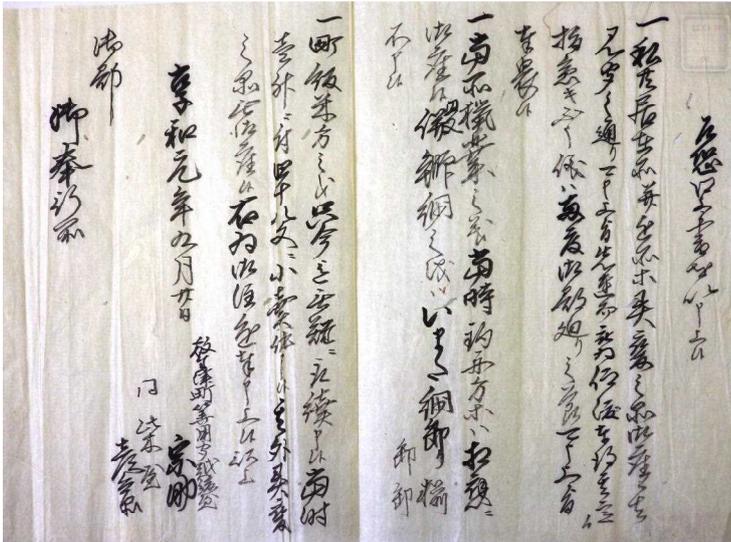
元禄 10 年(1697)、放生津など郡奉行支配の町に町年寄が置かれ、町年寄の勤方が郡奉行古屋六丞・岡田助七郎より達せられた。

両郡町並ニ算用聞役申付旧記(42.21-1)

享保 11 年(1726)、砺波・射水両郡の在郷町に算用聞役が置かれた。算用聞役の仕事内容が事細かに指示されている。

【町役人の仕事】

町役人の仕事としては、大別すると、上級機関(ここでは十村や郡奉行など)との仕事と、町政に分けられる。



恒常的な仕事として、柴屋が算用聞であった頃には「漁業及び米直段」の報告を毎年している。町年寄になってからは、町政に関する願いや町民からの願いなどを上げている。

これ以外にも様々な仕事をしているので、仕事を具体的に見ていこう。

漁業及び飯米直段に付口上書 (42.22-80)

これは享和元年(1801)、算用聞の連名で出されたものである。これ以降彦兵衛が算用聞を勤めていた文化13年(1816)までのものが、部分的に残っている。

【巡見】

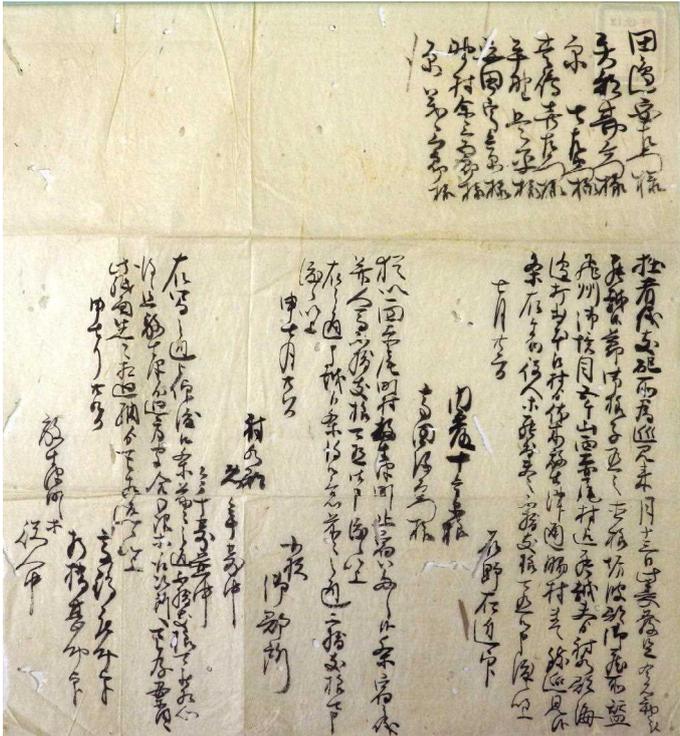
巡見の使者を迎えることは、町役人として大きな仕事である。巡見者の一覧を下記に示す。

巡見者一覧表

魚津在住		今石動等支配		その他	
文化2年(1805)	伊藤内膳	文政10年	品川左門	天明5年	江戸役人
文化5年(1808)	藤田五郎	文政12年	竹田掃部	寛政3年	稲垣外記(郡奉行)
文政12年(1829)	前田才記	天保7年	石野右近		岩田平八(同上)
天保8年(1837)	山崎頼母	天保10年	織田左近		斎田権左衛門(同上)
天保10年(1839)	(青木新兵衛)	天保11年	小幡主膳	天保3年	神尾主殿(郡奉行)
弘化4年(1847)	富田織人	弘化3年	遠田勘右衛門	嘉永3年	前田斉泰
嘉永6年(1853)	富田治部左衛	嘉永4年	遠田勘右衛門	安政4年	前田土佐守(直信)
文久3年(1863)	伊藤平右衛門	文久3年	前田内蔵太	文久3年	品川左門(寺社奉行)
		元治元年	矢部順平		

19世紀以降に限れば巡見使者は、21名である。その中でも天保以降の巡見者は16名である。このように天保以降巡見者が増えたのは、外国船の接近が増え、幕府も藩も対応を迫られたからであった。一方巡見者を迎える町役人も諸準備に忙殺されている。

特に十三代藩主斉泰を迎えた時はわざわざ「御座の間」まで準備した。

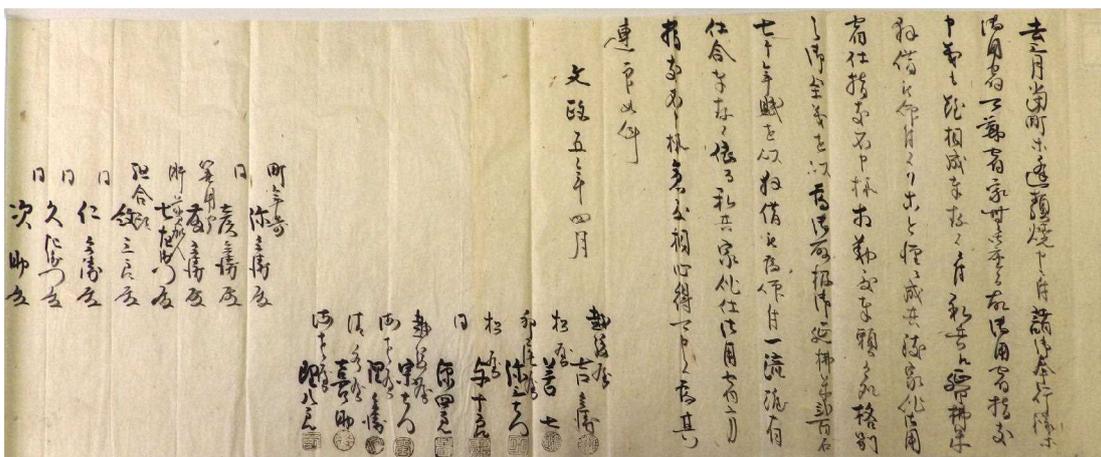


石野右近巡見に付達(写) (42.12-41)

天保 7 年(1836)今石動等支配石野右近が、巡見に先立って出した触の写である。石野右近が内藤十兵衛(改作奉行)など関係者にまず触れ、関係役所の小杉御郡所が、射水郡惣年寄(十村)に触れ、十村の高嶋庄助・折橋甚助より放生津町役人へ伝えられた。

【火災への対応】

放生津町は江戸時代を通して度々火事にあい、その都度多くの家が類焼し、死者も出た。江戸時代最大の大火は文政 4 年(1821)の火事である。この時放生津町と放生津新町合わせて 1150 余軒(町全体の大凡半分)が罹災し、48 名の死者を出した。この火事により町の有力者(町役人や肝煎など)も困窮した。柴屋は町年寄として、困窮者の救恤と火除け対策に尽力した。火除け対策としてこの時、道幅の拡張をした。さらに類焼を受けた周辺の村との対応にも苦慮している。



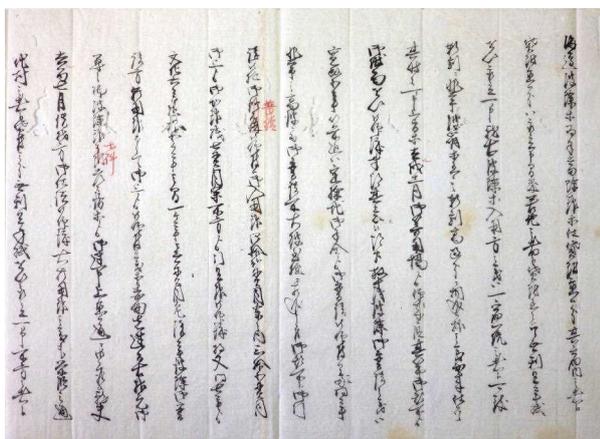
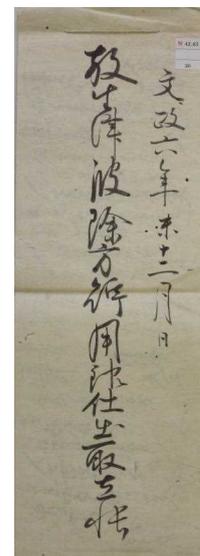
延松米拝借仰付に付請書 (42.31-8)

文政 5 年(1822)閏正月に「類焼難渋に付延松米拝借願」を、放生津町年寄並吉兵衛や肝煎善七等 9 名が、十村に提出した。その願いが聞き届けられたので、4 月に請書を提出した。

【放生津波除普請】

富山湾は独特の地形を持つ湾である。富山湾では冬に多く寄りまわり波が発生し、放生津町はそれにより海岸が浸食される。

そのため江戸時代の放生津町では毎年のように波除普請が行われ、数年に1度は大規模な普請が必要となった。その普請費用の捻出のために考え出された方法が「波除貯用銀」の運用であった。50貫目を元本にし、元銀に対して月1歩(1%)の利息で貸し付けた。毎年3~5貫目くらいの利息収入があり、それがほぼ定普請費用に充てられた。しかしこの「波除貯用銀仕法」は天保改革で頓挫した。天保8年藩が借財方仕法(領民の債権破棄)を施行したため、以前のような運用ができなくなったのである。



「波除貯用銀仕法」は天保改革で頓挫した。天保8年藩が借財方仕法(領民の債権破棄)を施行したため、以前のような運用ができなくなったのである。

放生津波除方貯用銀仕出取立帳(42.43-30)

これは文政6年(1823)の帳面であるが、同じ帳面が天保7年(1836)まで14冊残っている。これらの帳面により貯用銀の貸付銀高、毎年の取立利息がわかる。

波除等普請入用銀軒割之義御用捨願(42.43-95)

天保改革により波除方貯用銀の運用ができなくなり、普請入用銀の軒割が申し渡された。しかし、放生津町では貧しい者への割当てはできないので、以前の様な方法で調達したいとの願書を出そうとした。

【水産業】

富山湾の豊かな海の恵みを受けた放生津町は、漁業が発展した。漁業の中でも江戸後期になると、台網(定置網の一種)のような大規模な漁業が行われるようになった。しかし漁業は自然に左右され、漁民には細民が多かったため、一旦不漁になると、たちまち生活に困窮する者が出た。そのため、柴



拝借罾網仕入銀預り証文(42.51-12)

天保3年(1832)閏11月に「来年の仕入れ銀拝借願」を提出した。郡奉行から算用場に上がり、翌年7月に算用場から許可が出た。それを受け書かれたのがこの預り証文である。

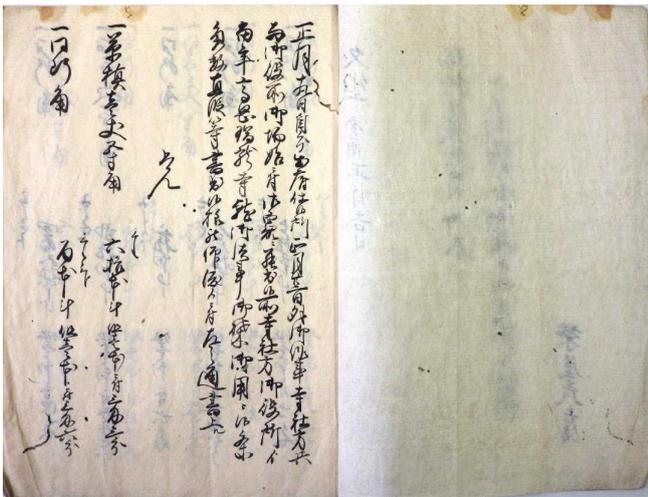
屋は漁業の維持・発展、漁民の撫育に努め、たびたび銀錢の拝借願を提出した。

また自助努力もした。その一つが、町として近隣の村々に持った「津左衛門高」であった。年貢などを納めた残りを、町民の救恤に使った。

【家の商売】

最後に柴屋の商売を見てみよう。柴屋が船を持ち材木の買い付けに行ったことが分かる最も古い文書は、延享3年(1746)である。柴屋がどの程度の商売をしていたかは不明であるが、北は松前から西は泉州堺の商人と商売していたことが年頭祝詞より分かる。

そして藩の御用商人として、藩に諸普請の材木を納入している。一例をあげると、文化10年(1813)に瑞龍院(二代藩主利長)の二百回忌が営まれるが、この時法事用の材木を瑞龍寺に納めている。



高岡瑞龍寺御法事御用木等留帳(42.41-2)

文化10年(1813)5月、利長二百回忌のために調達した木の大きさ・本数などの覚書である。



廻船方御用木札(42.22-52～54)

大坂曾根崎新地壱丁目蜷橋北詰廻船御書上支配人栗山弥四郎から放生津町年寄柴屋彦右衛門・片口屋甚七郎へ出された御用札である。

まとめ

柴屋が町年寄を勤めていた文化から幕末は、内憂外患の時期である。国内的には天保の飢饉、国外的には外国船の接近、それらが重なった社会不安。また放生津町は自然条件による湊町特有の問題もかかえていた。それらに対処するために、放生津町は「波除貯用銀仕法」や「津左衛門高」のような町を支える財政基盤を作り出した。そして町年寄であった柴屋は、町政の中心となり町政運営にあたったのであった。

*掲載史料と展示史料が一致しないことがあります。